

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	5	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条の支払い期限の見直し

提案団体

直方市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 10 条に規定される支払期限(15 日以内)について、第 14 条で地方公共団体のなす契約についても準用するとされているが、地方公共団体については、契約に係る書面の有無を問わず第6条と同様の「工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日」に統合することを求める。

具体的な支障事例

2025 年度の年末年始(2025 年 12 月 27 日(土)～2026 年1月4日(日))を例に挙げると、12 月 19 日(金)に請求書を受理した場合、法第 10 条に基づく「15 日以内」の期限は 2026 年1月2日(金)となる。しかし、閉庁期間を考慮すると、実質的な処理可能日数は 12 月 26 日(金)までの「6日間」に限定される。この極めて短い期間に、所管部署での請求内容の審査から会計部門の審査、支払実行までを完結させることは物理的に困難であり、事務ミスを誘発する要因となっている。

また、総務省の「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブック(令和2年3月)」では、103 ページにおいて年次有給休暇の取得促進等が強く推奨されている。しかし、上述のようなケースにおいて、当市のような小規模自治体では、法遵守のために職員が休暇を返上して出勤せざるを得ず、国が進める働き方改革を踏まえた職員のワークライフバランスの実現を阻害している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支払期日を拡大することで支払事務の集約化・効率化を実現でき、行政コストの削減や公金支出の正確性向上につながる。また、支障事例に見られるような物理的限界の解消による職員のワークライフバランスの実現につながる。

なお、民間企業間取引では、下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)第2条の2において下請代金の支払期日が「60 日以内」と規定されていることや、「月末締め翌月末払い」等の商習慣と比較して劣る内容ではないことから、本改正による民間事業者への影響は小さいものとする。

根拠法令等

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 10 条、第 14 条、昭和 25 年 4 月 7 日理国第 140 号「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針」第 15

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、富谷市、浜松市、久米南町、三原市、大野城市、長与町、熊本市、出水市

○当市においても金融機関等へ支払を依頼しなければならない期限(4日前)や様々な事務整理で時間に追われる問題などがあり、請求書を受理した日から 15 日以内に支出を行うことは物理的に困難なため、支払期限の見直しを行っていただきたい。

○年末年始に限らず、15 日以内に支払うには、10 営業日程度での処理が求められ、指定金融機関へのデータ転送等を考慮すると、所管部署での支出命令手続きから会計部門での審査、支払実行まで 5～6 営業日しかなく、事務ミスや支払漏れのリスクが大きい。

○当市では支払日の 7 営業日前を所管課の伝票提出期限とし、指定金融機関への支払い依頼期限の支払日 2 営業日前までに審査を終わらせる必要があるが、月 3 回の支払日ごとに毎回数百件の伝票を処理する必要があるため、所管課の伝票提出期限をさらに後ろ倒しすることは難しい。そうすると 15 日以内に支払いを完了させるためには、所管課の伝票作成にかけられる期間は 2～3 日程度しかない。また、請求書への押印省略の制度を整え、電子上での請求書の受理も可能としてはいるが、依然として紙請求が大半となっているため、郵送にかかる期間を考慮すると、定例支払日では対応できない支払いが発生する。加えて、短い期間での伝票作成、審査はミス誘発する要因ともなり、指定金融機関へ予定外の対応依頼も生じている。

○当市においても、予算執行課から会計部門に至る審査・支払処理を期限内に完了させることが難しい状況が続いており、その結果、事務処理ミスとそれに伴う遅延損害金が発生するリスクが高まっている。なお、やむを得ず支払が遅延する場合であっても、事前に債権者へ確認を行うことで、多くの場合、了承をいただいている。

○2026 年のゴールデンウィーク(5月2日～5月6日)の例を挙げると、5月1日に請求書が所管課に届いた場合、指定金融機関への受け渡し期日等の関係から、会計室への伝票到達期限(5月14日支払分)は5月7日となる。連休を間に挟む中、所管課の伝票の精査及び会計室の審査、内容次第に寄っては他課の合議も必要となり、非常にタイトなスケジュールとなる。請求書の受理後に長期連休があると、支払処理自体が困難な場合がある。

各府省庁からの第 1 次回答

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(以下「同法」という。)は、国の会計経理事務処理を効率化し、政府契約に基づく支払いの迅速化を図るとともに、私法上の契約の本質である当事者が対等な立場に基づいて公正に契約を締結させ、さらに信義誠実の原則に従って、双方が円滑かつ適正に契約を履行できるようにするために制定されている。

支払時期について同法第 4 条において、政府契約の締結に際し支払時期を含む必要事項を書面により明確に定めることが原則とされており、同法第 6 条において、工事代金については 40 日以内、その他の給付に対する対価については 30 日以内とすることが定められている。

これに対し、同法第 10 条の規定は、これらの事項が書面により明らかにされていない場合に適用される例外的な規定であり、支払時期を請求日から 15 日以内とみなすものである。したがって、同条の規定を第 6 条と同様の水準に緩和することは、契約締結時に支払時期を明確に定めなかった場合に支払期限が長期化することにつながり、支払の迅速性が阻害され、結果として契約当事者間の対等性を損なうため法の趣旨に照らして適当でないと解される。

なお、年末年始や長期休暇を挟む場合等、支払事務に一定の制約が生じることが見込まれる場合には、本来、同法第 4 条の趣旨に則り、契約締結時に支払時期を適切に定めることにより対応すべきものである。このように、あらかじめ支払時期を適切に設定することにより、現行法の枠内においても実務上の課題への対応は可能であると考えられる。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 4 条の趣旨に則り契約締結時に支払時期を適切に定めるべきとの御指摘については理解する。しかし、地方公共団体においては、定型的・反復的な契約や少額契約も多く、支払時期の個別設定を全件で徹底する運用には限界がある。当市の場合、令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月までの

年末年始期間に支出命令を起票した第 10 条適用件数は 673 件であった。これら全てについて契約内容の部署内及び相手方との調整、契約書の作成・送付、支出処理時の契約書面の審査等を追加で要することになる。修正・差戻しを除く基本試算でも、1 件当たり 36 分、総追加時間は 403.8 時間に及び、修正・差戻しが生じる場合には更なる負担増が見込まれる。これらの追加負担は通年で生じるものであるが、年末年始や長期休暇前後は閉庁期間により処理可能日数が限られるため、時間的余裕が乏しくなり、支障が特に顕在化する。加えて、本件は当市に限られた特殊事情ではなく、同様の工程増を伴う点で、地方公共団体に共通し得る課題である。また、工事 40 日、その他 30 日という期間は同法第 6 条で既に許容されている水準であるが、同条と第 10 条でそれぞれ規定する支払期日について、書面に定めるか否かにより、支払の迅速性が阻害され契約当事者間の対等性を損なう閾値が異なることの整理について、その理由や数値設定の具体的根拠など、法の趣旨をご説明いただきたい。

地方公共団体について第 10 条の支払期日を第 6 条と同水準に統合することは、適正かつ安定的な支払事務の確保、支払事務の平準化・集約化を通じて、法第 1 条にいう会計経理事務処理の能率化の促進につながるものと考ええる。

ついては、地方公共団体のなす契約について同法第 10 条が準用される場合の支払期日を同法第 6 条と同水準に統合することをご検討いただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【三原市】

地方公共団体、特に市町村レベルにおいては、少額の消耗品購入や日常的な役務発注などの随意契約が日々大量に発生している。これらについては、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づき書面契約の省略が認められているものの、政府契約の支払遅延防止法（以下「同法」という。）第 10 条の規定により「15 日以内」の支払期限が適用される。このため、少額案件ごとに個別の支払処理を急ぎで行う必要が生じ、事務コストの大幅な増大をはじめ、日々の実務運営において少なくない支障をきたしている。

これに対する「第 10 条は書面を省略した場合の例外規定であり、これを第 6 条水準（30 日）に緩和することは支払の迅速性を阻害する」との指摘もあるが、同法第 4 条ただし書では「他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない」と明記されている。すなわち、書面省略は法令上認められた正規の手続きであり、これを「例外的・推奨されない状態」として扱い、支払期限を厳しく設定することで事実上の書面作成を促すような運用は、同条ただし書が設けた制度趣旨と必ずしも整合しないと考えられる。

既に各団体から提出している事例の通り、実務の現場においては、指定金融機関への支払依頼期限や、内部での審査・決裁フロー、請求書の郵送による到達遅れ、さらには大型連休の介在などにより、15 日以内の支払完了が物理的に極めて困難な状況が広く見られる。結果として、事務処理のミスの誘発や遅延損害金発生リスクを常時抱えることとなっている。

このような実態は、書面省略を正規の手続きとして認めつつも支払期限を短縮する現在の運用が、同法第 4 条ただし書の趣旨に必ずしも適合していないだけでなく、地方公共団体における行政事務の効率化という公益の観点からも課題を残していることを示していると言える。

ついては、地方の実務実態および法制度全体の整合性を踏まえ、同法第 10 条に規定する支払期限の見直しについて、早期に検討の上、必要な措置を講じることを要望する。

【大野城市】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の第 4 条を適用するには、法第 4 条の必要的内容事項が記載された書面が必要となるが、軽微な物品の購入等、全ての契約において契約書を作成することは債権者及び自治体双方において負担が大きく現実的ではない。また、見積書やその他書類においても、多くは債権者側の様式において作成されており、法第 4 条の必要的内容事項の記載を徹底してもらうことは不可能である。

民間での契約においては、30 日以内や 60 日以内を支払期限としている場合が多く、自治体においても書面の有無を問わず 30 日以内に統一することは、債権者に大きな負担を強いるものではないと考える。

【長与町】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「同法」という。）の趣旨が、契約当事者間の公正性の確保及び支払の迅速化にあることは十分理解している。また、同法第 4 条において支払時期等を契約締結時に書面により明確にすることが原則とされ、第 6 条においてその上限期間が定められていること、第 10 条がこれらの事項を書面により明らかにしない場合の補充的規定であることも承知している。

しかしながら、地方公共団体、とりわけ小規模自治体においては、消耗品等の小額・定型・反復的な契約について、関係法令や契約規則上、契約書の作成を省略し、実務上は口頭又は簡易な発注により処理している事例が少なくない。このような契約類型では、契約締結の都度、支払時期を含む必要事項を書面又は電磁的記録により個別に明示することは、事務負担との関係で現実的に困難である。したがって、「契約締結時に適切に支払

時期を定めれば足りる」との指摘は、地方の実務実態を十分踏まえたものとはいえない。

また、同法第 10 条は法体系上は例外規定であるとしても、地方公共団体において契約書作成を省略する小額契約が相当数存在する以上、実務上は頻繁に適用される規定となっている。その場合、請求受理後 15 日以内という期限は、閉庁日、指定金融機関への依頼期限、所管課及び会計部門の審査日数等を考慮すると、適正な審査及び正確な支出事務を確保する上で著しく短い。これは、支払の迅速化以前に、同法第 1 条が掲げる会計経理事務処理の能率化にも反するおそれがある。

よって、本提案は、支払を不当に遅延させることを意図するものではなく、地方公共団体の実務実態に即して、第 10 条の補充規定を第 6 条と整合的な水準に見直すことにより、公正性、迅速性及び事務処理の適正・能率化を両立させようとするものである。

【出水市】

地方自治体の支払は、契約に基づく支払はわずかで、そもそも契約書を交わさない物品の購入やサービス利用に係るものが主であり、その支払が大多数を占めている状況である。支払時期の定めがない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条の規定により準用する同法第 10 条に規定する 15 日以内の日と定めたとみなされることから、契約書を交わさないものについては、回答いただいた内容では対応できないところである。

支払期限を定めている場合でも、発行日から 15 日後を設定して、到着までに 1 週間経過しているものもあるため、地方自治体の処理期間が十分に取れていない状況である。

十分な精査ができず処理したため、支払にミスが生じた際は、結果として債権者への支払遅延に繋がり、迷惑をかけることにもなる。

このようなことから、支払時期の見直しを改めて要望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)において、対価の支払時期等を定めている趣旨は、国の会計事務処理の能率化を図り、政府契約の支払を促進するとともに、契約当事者対等の原則を実現することにある。同法第 4 条において、政府契約の締結に際し、対価の支払時期等を書面によって明らかにすることを求めているのは、このような主旨によるものである。

ただし、対価の支払時期等を明らかにする方法としては、必ずしも契約書によることを要せず、契約当事者双方が同意し、相互に拘束しうるものである限り、「請書」「覚書」等において定めることや電磁的記録によることも認められる。

したがって、契約書の作成を省略する場合であっても、支払時期について同法第 10 条が一律に適用されるものではない。

こうした運用上の考え方については、事務連絡の発出等、適切な周知方法について検討したい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	104	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

強制徴収公債権の徴収事務における税務情報開示に係る守秘義務解除の明確化

提案団体

唐津市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 231 条の3第3項が規定する、いわゆる「強制徴収公債権」の徴収事務に際し、国、県または地方公共団体等が保有する税務情報の開示に応じるよう守秘義務の解除の明確化を求める。

具体的な支障事例

当市では、介護保険料や後期高齢者医療保険料などの強制徴収公債権について、所管課から徴収事務の一部移管を受け、市税との一体的な徴収を実施しており、市税滞納者の個人情報(税務情報)に関しては「平成 19 年3月 27 日付け総税企第 55 号『地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について』(総務省自治税務局企画課長通知)」に基づき同一団体内で相互利用している。

一方、他団体との間においては税の守秘義務を解除できる明許規定がないため、国税徴収法第 146 条の2により協力を求めても情報開示を拒まれている状況である。

なお、調査対象者に市税の滞納がある場合、市税徴収のためであれば開示に応じてもらえるが、当該税務情報を税外債権の徴収のために利用すれば目的外利用となるため、一体的な徴収の支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同一団体内において市税との一元的な情報管理及び相互共有が実現でき、徴収事務の効率化と情報管理の適正化が図れる。

また、国、県および地方公共団体間における租税・公課の垣根を超えた滞納者情報の相互利用を推進することで、より一体的な徴収環境を構築でき、租税と強制徴収公債権の全体的な徴収率向上が期待できる。

根拠法令等

国家公務員法第 100 条、国税通則法第 127 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、仙台市、いわき市、さいたま市、柏市、相模原市、豊田市、枚方市、箕面市、熊本市

○ 平成 30 年度提案募集を踏まえ発出された平成 30 年 12 月 25 日付け保国発 1225 第 3 号通知により、国民健康保険料の滞納処分に必要な財産情報の連携について一定の整理が図られた。

一方で、当該連携は財産情報の収集に限定されており、納付相談、生活困窮者支援、分納調整等を含む滞納整理業務全般における情報連携はなお十分とはいえず、徴収業務に支障が生じている。

このため、生活困窮者への早期支援及び滞納整理事務の効率化の観点から、法令上の整理を踏まえつつ、租税及び強制徴収公債権に係るより広範な情報連携及び一体的対応を可能とする制度的環境の整備を求める。

○ 当市では他市照会において滞納者の市税・公課の調査をする際、地方税法第 20 条の 11 を根拠法令としている。

しかし公課においては地方税法第 20 条の 11 では回答不可との返答が来ることもあり調査に支障が発生している。

今後は国税徴収法第 141 条も根拠法令として併記したうえで照会を行うが、それでも回答不可となると徴収事務に影響が及ぶことが考えられる。

各府省庁からの第 1 次回答

ご指摘の通知については、団体内における徴収の連携に係るものであり、団体間における税務情報の利用については、地方税法第 22 条の守秘義務等の観点も踏まえ、今後検討を行ってまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

他団体との税務情報の利用については、団体ごとにその対応が分かれることにより、徴収実務に支障が生じているため、国税徴収法第 146 条の 2 に基づく協力要請に対し、他団体が回答する場合、当該回答が地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しない範囲、要件および留意事項を、回答可能な情報範囲の例示などにより明確に示していただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

ご指摘の通知については、地方団体内における各種公金の徴収に関する連携強化の観点から発出したものであり、地方団体間における守秘義務の取扱いが含まれていない。そのため、ご提案いただいた内容について、今年度中を目途に地方団体に対する通知により明確化する方向で検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	129	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

補助事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告制度に係る運用の統一化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省庁

財務省

求める措置の具体的内容

補助事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告制度に関し、国(財務省)による全国統一的な運用※を求める。
(※返還が生じない場合の整理、返還額の算定手順、統一的な様式の設定等。あるいはガイドラインの作成と国ホームページへの掲載、報告プロセスのデジタル化など)

具体的な支障事例

補助金を受けた事業者が消費税の課税事業者で、消費税の確定申告に際し補助金に含まれる消費税分(仕入控除税額)を控除した場合、当該分の補助金を返還させる必要がある。
この仕入控除税額を把握する業務は、補助事業を行う場合、省庁や自治体を問わず必要となるにも関わらず、全国的な業務の標準化が図られていない現状は補助する側、補助を受けた側、双方にとって非効率なものとなっている。
具体的には、以下のような支障が発生している。
①補助金の返還が生じない場合でも補助事業者からの報告行為が必要なことから、補助事業者に対する提出勧奨事務が生ずるが、補助実施者は消費税制度に詳しくないため、消費税制変更等(最近では令和5年10月からのインボイス制度の導入など)を適切に反映した対応が難しい。
②仕入控除税額をあらかじめ補助金から控除して交付することを原則とする環境省の例もあるが、正確性を期すには補助事業者が消費税の確定申告をした後でないと処理ができない。通常、補助事業完了日の属する年度の翌々年度に発生する業務となり、この業務を想定した職員措置がされていない場合がある。
③補助実施者ごと報告方法や報告様式、必要となる添付書類(消費税確定申告書、計算内訳書等)が異なり、補助事業者にとって過大な事務を強いている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助実施者(省庁・自治体)及び補助事業者双方の事務負担の軽減
補助実施者及び補助事業者双方の本業務を遂行する上での信ぴょう性・安心感の醸成
補助制度や税負担に対する国民の信頼感の向上

仕入控除税額報告に関し、消費税の制度変更等へのタイムリーな対応が可能

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、前橋市、横須賀市、高槻市、三原市

—

各府省庁からの第１次回答

補助金等の交付事務については、補助事業等ごとに補助対象となる財産や交付額の算定方法が異なっており、財務省においてすべての補助金等を網羅した統一的な運用基準を定めることは困難である。
その上で、各省各庁において同種の補助事業等であって可能なものについては報告方法や報告様式、必要となる添付書類等を統一するとともに、税制改正による制度の変更等があった際には、補助事業者等に対して適切な周知を行うよう依頼することとする。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助実施者及び補助事業者双方の事務負担の軽減のため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

ご提案いただいた内容の趣旨を踏まえ、補助金等の交付事務が地方公共団体にとって過度な負担となることのないよう取り得る方策について検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	169	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

公的年金源泉徴収票等の作成時においてマイナンバー情報連携による扶養控除等の確認を行うこと

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を日本年金機構等が情報提供ネットワークシステムを活用して把握し、公的年金等受給者の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書の作成時において扶養控除等の適用の適正化を図ること。

具体的な支障事例

年金所得者における配偶者控除の適用や扶養控除等の適用には、扶養親族等申告書を適用年の前年の10月頃に各年金所得者に送付され、その届出に基づき適用されている。その中で、亡くなった配偶者や親などの親族をそのまま修正せず届け出される方が一定数見え、そのまま適用されたまま所得税の計算が行われている。次に市区町村には、その誤った配偶者控除や扶養控除等の状況の公的年金等の支払報告書が届くため、死亡者の適用を否認して処理している。当市においてはチェックリストを作成し、否認する作業を行う手間が発生しており、場合によっては、そのまま適用し、対象者とのトラブルともなるケースもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に無し。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

死亡しているにもかかわらず配偶者控除や扶養控除等を適用してしまっている方のチェックを行わなくて済むようになり、事務手続きの簡略化が図れる。また、対象者との不要なトラブルを避けることができる。

根拠法令等

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第203条の6
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第317条の3の3
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、豊橋市、半田市、豊田市、城陽市、寝屋川市、芦屋市、広島市、都城市

- 扶養控除等の適用に係るチェック事務に多大な時間を必要としている。
- 事務チェックの簡略化が図られる。
- 当市においても年金所得者の扶養控除に関するチェックなど事務的負担が大きい部分がある。情報連携の活用のメリットは期待できる。

各府省庁からの第1次回答

地方税法上、日本年金機構をはじめとする公的年金等支払者には公的年金等受給者から提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書を取りまとめて保管する義務及び公的年金等支払報告書を作成・提出する義務が課されているのみで、受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、公的年金等支払者がマイナンバーを利用することに伴い増加する公的年金等受給者や公的年金等支払者の事務負担にも配慮する必要があることから、ご提案に対応することは困難である。

情報提供主務省令(※)において公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている。公的年金等支払者においては、厚生年金保険法に基づく年金給付事務と併せて、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成事務を実施しているところであるが、両事務は別の法令に基づく事務である。

したがって、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成のために年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を確認することは、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務等に該当せず、年金実施機関がマイナンバー情報連携によって閲覧することができる範囲の対象外である。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

日本年金機構側の負担増が理由になっているが、その結果として誤った情報の是正作業を市町村が負担している実態があり、全体で見た際の負担の最適な配分になっていないと考える。また「情報提供主務省令において、公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている」とのことだが、上記省令の第75条第4号の「国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務」で読み込むことは可能ではないか。

現在は事後的に市町村が対応しているが、制度としては初期段階で誤りを防ぐ事が合理的であり、その観点からもマイナンバー情報連携による確認を導入できないか検討すべきであると考えます。

「公的年金等支払者には、(中略)受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、」とあるが、「誰がその適正性を担保するのか」という点が不明確であることに問題があると考えられる。あくまで公的年金等支払報告書の提出者として、提出書類の記載内容についての精査を行うべきであり、それが法的に規定されていないのであれば明文化すべきものと思料する。

また、所得税上においても亡くなった方を扶養親族として、扶養控除や配偶者控除の適用を行うことで、国の財源を欠損する事態ともなりかねない。これらの事態を解決するため、今一度検討を願いたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

各府省庁からの第2次回答

公的年金等支払者は公的年金等から個人住民税を特別徴収するとともに所得税を源泉徴収する義務を負っているところ、所得税の源泉徴収は毎年2月支払分の年金から開始される。そのため、公的年金等支払者は、前年秋から大量の扶養親族等申告書を順次処理し、1月中旬までに税額計算を完了している。現行でも処理期間は限られており、そのような状況下で、極めて短期間のうちに前年末時点の扶養親族等の生存確認、申告の訂正、税額の再計算を行うことは、実務上極めて困難である。

仮に、源泉徴収開始後に前年末時点の生存確認を行う運用とした場合、公的年金等支払報告書の扶養親族情報が訂正されることにより、源泉徴収において控除対象とした者に関する情報が税務当局へ適切に提供されなくなるおそれがあり、所得税に係る事務にも影響を及ぼす。

なお、市町村は、地方税法に基づき、公的年金等支払者に対して適切に作成し市町村への提出を義務付けている公的年金等支払報告書を含めた課税資料や独自調査により収集した情報を名寄せ・突合して、適切に個人住民税を賦課決定する責任を負っている。

これを踏まえ日本年金機構においては、納税義務者から正しく扶養親族等を申告していただけるよう、ホームページ等を通じて扶養親族等申告書の記入方法や提出方法の説明を行っているところである。今後、扶養親族等が死亡した場合の取扱いについても、より分かりやすく周知を行うことを検討してまいりたい。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第75条第4号では、「国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務」を処理するために必要な特定個人情報として「ロ 当該保険料その他徴収金の納付義務者に係る市町村民税に関する情報」が掲げられるところ、「その他徴収金」とは国民年金法に規定される徴収金に限定されるため、同号は国民年金法に規定される保険料や延滞金等の徴収金に関するものであり、住民税の徴収金に関する規定ではない。

公的年金等支払報告書は、地方税法第317条の6の第4項に規定されるとおり、公的年金等支払者が市区町村における住民税の計算のために作成し、市町村の長に提出するものであるため、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の作成のために情報連携を利用することは、同命令上規定している利用目的の範囲外である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	276	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止

提案団体

中核市市長会、茨木市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止

- ①住宅用家屋証明書
- ②住宅耐震改修証明書

具体的な支障事例

①認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」(当該認定住宅のもの)等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。また、中古の長期優良住宅を購入した場合、中古物件の取扱いにしかならず、長期優良住宅での家屋証明は発行できないに関わらず、税務署から市役所で長期の家屋証明を取得するようにと案内されたと相談される事例もある。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

②まず前提として、市区町村は住宅耐震改修の設計、監理、確認を行う機関ではない。住民が住宅の耐震改修を行ったとしても、市区町村に対して報告義務はなく、自治体側でどこの家屋が耐震改修工事を行ったかまでは把握していない。証明を受けるためには申請者が工事費内訳や工事内容等がわかる書類を市区町村に提出する必要があるが、市区町村が工事や現場監理をしている工事でないものを事後書類のみで耐震工事だと確認するのは難しい。工事を設計した建築士等以上に工事内容を証明ができる機関はなく、建築士が証明できる取扱いになっているのに、わざわざ市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

市区町村から耐震改修補助金を受けている場合など、市区町村が工事費等を把握しているものもあるが、耐震改修と同時に耐震とは関係ないリフォーム工事を行っていることがある。その場合の一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。また、全国的に同様の按分計算をしているかも自治体では把握していない。国税という全国统一基準で公平な負担が求められるものに対し、自治体によって証明する内容が異なるかもしれないものを提出させるのは甚だ疑問である。

国税の軽減措置のために市区町村の証明を添付させる必要があるなら、市区町村で証明可能なものなのか実際の実務を担う市区町村に確認の上で制度設計していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村及び申請者の負担が軽減される。

根拠法令等

租税特別措置法 第 41 条 19 の 2 、第 41 条 19 の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市

○認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」（当該認定住宅のもの）等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生するなど対応に苦慮している。当市においては当該交付事務を税務部門で実施しているが、交付件数も多く大きな負担となっている。

○特に①に関して、当市においても、家屋を建築（購入）時に業者を通じて既に住宅用家屋証明書を取得しているが、本人がそのことを把握しておらず再発行を行うこととなり事務の負担となっている。

○②について、『一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。』という指摘に類似しているが、とにかく判断基準の提示が不足しており判断に迷いが生じる。

（例）

・要件として「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること」とあるが、既増築部分がある場合の考え方が示されていないため、対象外なのか、按分するのか、按分の方法は、といった疑問がある。

・税額控除対象額について、「木造住宅の基礎に係る耐震改修」は「当該家屋の建築面積」を乗じるとなっているが、ほんの 1m の基礎を作っただけでも対象としてよいのか、判断に迷う。

・税額控除対象額について、「木造住宅の屋根に係る耐震改修」は、屋根のこういった工事が耐震改修とみなされるのか判断に迷う。

○①住宅用家屋証明書について、税額控除を申請する際に本証明書の提出を求めている明確な理由が分からないため、国から理由が示されない状況であれば賛同する。

○本市による住宅耐震改修証明書の交付は、本市から耐震改修補助金を受けている場合のみに限られ、また、工事を設計した建築士が証明できる取扱いになっているため、市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

○税務署から市役所を案内されたということで窓口に来られる方が多く、添付書類が足りずに交付できないケースや、要件を満たしていないケースが多く見受けられる。

また、税務署から案内される方の中には既に証明書を取得している方も多く、そのことに気づかず再度申請する場合があるため、市民に過度な負担を強いることになっている。

各府省庁からの第 1 次回答

①長期優良住宅や低炭素住宅の認定申請は着工前に行う必要があり、認定通知書は、認定された計画通りに住宅が建てられたかどうかを証明するものではない。

このため、認定住宅等新築等特別税額控除においては、控除を受けようとする住宅が、認定された計画に沿って建てられたことを住宅用家屋証明書で確認する必要がある。

その上で、住宅用家屋証明書は、認定住宅の登録免許税の軽減措置を受けようとする際にも提出する書類であることから、新築等特別税額控除を受けようとする場合には、登録免許税の軽減措置のために取得したものを活用することを見込んでおり、原本の再発行を避けるために写しの提出も認めている。適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。

②住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。耐震改修の補助を行った住宅に対してのみ住宅耐震改修証明書を発行している自治体もあるほか、増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではないと考える。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①昭和59年5月22日付建設省通知(「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」では、長期優良住宅の家屋証明に「認定通知書の原本」を用いるとされており、ほとんどの自治体は現地調査なしの書面審査で認定通知書により判断しており、当該住宅が「認定された計画に沿って建てられたこと」の審査まで行っている認識はない。「認定計画に沿って建てられたこと」の確認手段として住宅用家屋証明を位置づけるならば、以下の点を明確にしていきたい。

○認定通知書のほか、どの添付書類で「認定計画通りの建築」であると確認するのか

○「認定通知書+検査済証」で足りるのであれば、確定申告の添付書類も同様でよいのではないか

○それで不足する場合、所管行政庁の関与の程度(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)参照)と無関係に、住宅用家屋証明の追加提出を求めることにより何が確認できるのか(納税者に追加提出を求める合理性はなにか)

また、登録免許税軽減のために取得した証明の活用を見込むとのことだが、実際には「登記を一般住宅で申請したため長期優良住宅として証明し直してほしい」「中古購入で当初建築主の証明を取得するよう税務署に言われた」など、趣旨から逸脱した事例が生じている。さらに、1年以上前の申請の再発行については、申請件数の多い自治体では対象となる申請書を探し出すだけでも相当の時間と労力を要し、証明書の手数料も高額で申請者負担も大きい。再発行の取扱いが自治体判断とされており(「住宅用家屋証明の手引き」、対応が統一されていない点も問題である。申請者・自治体双方への過度な負担を避けるため、税申告の添付書類の見直しと税務署への周知を求める。

②国のホームページでは「自治体の長が発行できます」とのみ記載されており、発行しない自治体があることが読み取れず、申請者の誤解や窓口混乱を招きかねないため、発行の有無・要件が自治体により異なることを国の制度案内に明記するよう求める。

なお、申請者の費用負担抑制を理由に自治体証明を残す説明は、自治体に安価な証明提供を期待する構図だが、自治体は工事設計・監理主体ではなく、内容確認には専門性と相応のコストが必要であり、本来、安価又は低廉な証明提供が当然視されるべきものではない。加えて、建築技師等の専門職員がいない自治体や、建築技師等がいても耐震補助業務に携わっていない場合もあり、適正な証明が可能か担保できない。

付言すると、「バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について(令和8年4月1日付け)」でも同様の枠組みが示されており、「自治体が関与していない工事内容の確認・証明」を自治体に担わせる制度が拡大することを懸念する。税負担軽減の根拠となる証明は、内容を把握できる主体(工事設計を行った建築士等)が責任をもって発行すべきであり、情報・専門性が必ずしも担保されない市町村を「証明機関化」する制度設計は、適正課税の観点からも適当ではない。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

＜住宅用家屋証明書について＞

住宅用家屋証明書発行時は認定通知書を含む申請書類を基に発行することとされている(昭和 59 年5月 22 日付け建設省通知(「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」))。提案団体に確認したところ、現地調査も行っていない。また、認定された計画と異なる内容で建てられているということはほぼ想定されず、優良住宅であることの証明は認定通知書のみで足りると判断することはできるのではないかと。

仮に様式を残すにせよ、住宅用家屋証明書は、「登録免許税の軽減措置の申請のために取得したものを活用することを見込んでいる」との回答だが、登録免許税の手続(登記申請時)と所得税の手続(確定申告時)は時期が異なり、その間に証明書を紛失するなどして再発行を求められ、自治体の業務に負担が生じているということも提案の趣旨である。「適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。」ということだが、登録免許税の軽減措置の申請のために登記所へ提出した当該証明書の情報を記録簿等に残し、確定申告時に活用する等、自治体の負担軽減に向けて具体的な対応を検討いただきたい。

＜住宅耐震改修証明書について＞

「住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。」との回答であるが、居住地によって証明書の発行に係る取扱いが異なるという不公平が生じている。

また、「増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではない」との回答だが、耐震改修と同時に耐震とは無関係のリフォーム工事を実施している場合や、耐震改修の補助を行っていない場合など、地方公共団体が当該住宅の耐震工事に係る証明書の発行が困難なケースが存在している。

工事の確認内容や判断基準、経費按分の考え方等証明書発行に係る確認方法や手順をより具体化して示すことで、発行に係る事務負担の軽減を検討いただきたい。

各府省庁からの第 2 次回答

①認定住宅に係る投資型減税と登録免許税の軽減措置は、認定住宅の普及促進を図るための一体的な措置として講じているものであり、投資型減税において住宅用家屋証明書の写しの提出を認めているのも、その趣旨を踏まえた取扱いである。また、住宅用家屋証明書を含む税制上の特例措置に係る証明書については、申請者において適切に保管されることを前提としている。

一方で、住宅用家屋証明書の再発行が依頼されることにより地方公共団体の事務負担が生じている事態に対しては、税務当局や日本司法書士会連合会とも連携のうえ、納税者に対して住宅用家屋証明書等の適切な保管について改めて周知してまいる。

②住宅耐震改修証明書の発行可否については、既に国土交通省ホームページにおいて、「地方公共団体によっては、その地方公共団体が実施する補助事業を利用したときのみ、発行を受け付けている場合があります。」と案内しているところであるが、改めて住宅耐震改修証明書の発行可否が地方公共団体の裁量に委ねられている旨を通知において周知する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	288	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)の機能向上

提案団体

東京都、新潟県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、財務省

求める措置の具体的内容

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)について、以下の改善を提案する。

- ①OCRの読み取り精度の向上
- ②債主内訳がある決議書のOCR読み取りが可能となる機能の追加
- ③OCRで読み取った情報(決議書の調査に必要な項目)について、各書類との整合性を自動的に判断する機能の追加
- ④J グランツ等と連携し、各種書類のスキャンやアップロードの作業を軽減

具体的な支障事例

【支障事例】
本システムは、官庁会計の事務処理における決裁業務や、会計検査院への計算証明書類の提出業務、及び計算証明書類の行政文書管理業務をシステム化し、事務負担の軽減、業務の効率化を目的としている。しかしながら、本システムでは各決議書の調査を行うにあたって、画面での目視確認を前提としているため、現状では紙で行う方が事務負担が少ない。特に債主内訳があり、債権者が複数となる決議書は、OCR読み取りができず、添付文書をすべてダウンロードして、かつ目視で確認しなければならず、大きく支障が生じる。また、OCRの読み取りにおいては、誤字脱字やエラーが多く、正確性が担保できないため、添付文書を画面上で目視確認する必要があり、事務負担が大きい。加えて、起案毎に各書類をアップロードすることや、紙ベースの書類の場合はスキャンをしたうえでのアップロードとなることも踏まえると本システムの活用には踏み切れない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】
OCRの読取精度が向上し、かつ書類チェックの整合性を自動的に判断する機能が追加されることで、支出決定のための調査時間が大幅に短縮される。また、J グランツ等外部システムと連携が進むと各種書類のアップロードやスキャンの業務を減らすことができ、書式が統一されることも期待できる。書式の統一化はOCR読取などの精度向上にも寄与すると考える。こうしたことが実現されることで本システムの活用への障壁がなくなり、本システムの目的である決裁業務や会計検査院への書類提出のシステム化による事務負担の軽減や業務の効率化

につながる。これによりペーパーレスやはんこレスがより一層進みテレワークなど働き方が多様化される。

根拠法令等

会計法第 48 条、国の債権の管理等に関する法律第 5 条、会計検査院法第 24 条、計算証明規則第 87 条、94 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、宮城県

—

各府省庁からの第 1 次回答

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)については、これまで利用状況の分析及び利用官署へのヒアリングを実施し、機能の実効性や業務への寄与度について検証を行ってきたところである。その結果、提案にある OCR 機能については、利用率が著しく低調であり、業務において活用されていない実態が確認された。また、利用官署からも、当該機能の廃止による影響は限定的であるとの意見が大宗を占めた。

加えて、契約書や請求書等の様式が府省庁及び出先機関ごとに統一されておらず、多様な様式が混在していることから、個別の機能改善のみで抜本的な性能向上を図ることは困難である。さらに、使用ソフトウェアにおいては継続的なアップデートはあるものの、その多くは不具合修正等にとどまり、OCR 精度の向上に直結する改善は限定的であり、課題解決に資する性能向上の見通しも明確ではない。加えて、当該機能には年間数億円規模の維持費を要し、今後のシステム環境移行においても同程度の費用が見込まれていることから、費用対効果の観点で合理的な運用は困難である。

これらを踏まえ、当該機能については全体最適及び財源の有効活用の観点から、既に廃止する方針を決定し周知しているところであり、提案の対応は現時点では困難である。

他方、デジタル化の推進や業務効率化の観点から、書類情報のデータ化や外部システムとの連携の重要性については一定の認識を有しているところである。今後については、業務プロセス全体の見直しや様式の標準化の動向、技術動向等を踏まえながら、これらの課題への対応の在り方について整理していく必要があるものと考えている。また、外部システムとの連携やデータ取得の手法を含めた業務改善の可能性については、利用者のニーズや費用対効果等を総合的に勘案しつつ、必要に応じて検討していくこととしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

仮に OCR 機能の充実が図られないとしても、紙ベースでの審査、決裁、会計検査院への書類提出など現行業務の効率化が喫緊の課題であることに変わりはない。

従って、業務プロセス全体の見直しや様式の標準化など BPR の徹底や、国費に係る会計事務の更なる DX を可及的速やかに進めて頂きたい。その際は、国費に係る事務を担う地方に対しても、適宜適切に情報提供を行ったうえで、地方の声をしっかりと反映していただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、提案の確実な実現を強く要求する。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

今回いただいた見解にある、現行紙ベースで行われている会計業務における更なる効率化については、重要な課題と認識している。

先の回答にてお伝えしたとおり、次期のシステム環境移行を検討する中において、これまでのOCR機能の利用率や、当該機能の維持・改修に係る費用対効果を踏まえた結果、OCR機能を廃止する方針を既に決定・周知したところであり、現時点での対応は難しい状況である。しかしながら、今後、会計業務の効率化を踏まえたシステム仕様等を継続して検討していく中で、今回いただいたご意見も参考にさせていただき、地方公共団体の国費事務にかかる業務効率化に資するよう、必要に応じて情報共有や協議を行った上で、適切に対応して参りたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	305	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

国有財産法における国有地の無償貸付対象に集会所の敷地を追加すること

提案団体

境港市

制度の所管・関係府省庁

財務省

求める措置の具体的内容

国有財産法第 22 条第 1 項に規定されている無償貸付対象に「集会所の敷地」が含まれていないが、公園と同様に公共用地として使用されているため、集会所の敷地を条文に追記していただきたい。

具体的な支障事例

当市が所有している集会所は、自治会が使用及び管理をしている。
集会所の敷地の一部に財務省名義の土地が含まれており、購入または有償貸付を求められている。
集会所に隣接している公園も財務省名義の土地が含まれているが、都市公園であるため無償で借り受けている。
集会所の敷地も公園と同様に公共用地として使用されているため、集会所の敷地も無償貸付をしていただけるように改善をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

集会所の敷地となっている国有地を無償で活用できることで、自治会活動を通じた地域住民の連帯意識の高揚を図ることができる。

根拠法令等

国有財産法第 22 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市

—

各府省庁からの第 1 次回答

国有財産は、財政法(昭和 22 年法律第 33 号)において、法律に基づく場合を除き、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないとされており、国有財産の貸付けは時価が原則となっている。

そのような中で、国有財産の無償貸付は、地方公共団体等の公的団体が特に公共性又は公益性の強い事務、事業等の用に供するために設置する施設について、国として政策的に普及拡充を図る必要性を勧奨し、対価を徴することなく国有財産を使用させるものであり、実質的には、国会の議決を経た予算に基づいて支出される補助金と同様の性格を有している。

集会所は主として地域住民の自主的な活動のために利用される施設であり、その必要性や規模等は地域によって異なるものであることから、国が政策的に普及拡充を図る必要性について慎重な検討が必要であり、また、国有地はその所在が偏在することに鑑み、地域間での公平性等も踏まえ、極めて慎重に検討する必要があると考えている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

集会所は地域社会に不可欠な公共用施設であり、以下の点から、国有財産法第 22 条第 1 項に規定されている無償貸付対象に、「集会所の敷地」を追加することが合理的である。

まず、集会所は「防災拠点」として公共性や公益性が強い点である。集会所は、災害発生時の一時避難所や救護活動、防災資機材の備蓄倉庫として機能する。同項第 3 号では災害時の応急措置としての無償貸し付けが認められているが、近年の激甚化する災害に対応するには、平時からの拠点整備が不可欠である。公園が避難場所になるのと同様に、集会所も地域の安全を守るために不可欠なインフラであり、同等の公益性を有する。

次に、集会所が「地域コミュニティの維持と福祉の増進」という公的役割を担っている点である。集会所は地域住民の自主的な活動にとどまらず、高齢者の見守り、子育て支援、地域福祉の寄合など、地方公共団体が担うべき住民サービスを補完する施設となっている。人口減少や少子高齢化が進む現代において、これらは行政が直面する課題そのものであり、公園が担う健康増進や憩いの場としての機能と本質的な差異はない。

最後に、本提案は、地方公共団体が所有する集会所に限定したものであり、本条の無償貸付の相手方が地方公共団体等に限定されている現行制度と整合的である点である。国有地はその所在が偏在することに鑑み、地域間での公平性等も踏まえる必要はあるが、自治体が直接設置・管理し、営利目的の排除を徹底すれば、国会の議決を経た予算に基づいて支出される補助金と同様の性格を有するものとして、無償貸し付けを検討する理由となり得る。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

国有財産法第 22 条第 1 項の無償貸付の規定について、国の財政事情が極度に悪化し、無償貸付対象施設の普及拡充も相当程度進む中、「当面の国有地の管理処分のある方について」(昭和 58 年 1 月国有財産中央審議会答申)や「今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について」(平成 18 年 1 月財政制度等審議会国有財産分科会答申)を踏まえ、無償貸付を含む優遇措置の適用は順次縮小されてきている。

こうした中、昭和 58 年の答申以降に同項に追加された対象は、5 号及び 6 号に限られており、例えば、法律に基づき、武力攻撃事態に至った時に策定される対処基本方針が定められている間に国民の生命等を緊急的に保護する場合に供されるものであるなど、極めて公共性が高く限定されたものである。上記の事情等を勧奨すれば、これらと同等の公共性等が求められるものとする。

集会所が防災や地域コミュニティの維持等について一定の役割を果たす場合があることは承知しているが、一般論としては、集会所が地域住民の自主的な活動のために利用される施設であり、その必要性や規模等は地域によって異なるものである。以上を踏まえると、集会所一般について、先に示したものと同等の公共性等を満たしているとみなせるかは整理が必要と考えられ、現時点において、同項に規定する無償貸付の対象に「集会所の敷地」を追加することには極めて慎重な検討が必要である。

なお、現行制度上、災害発生時の応急措置の用に供する場合は無償貸付が可能であるとともに、平時からの備えとして、防災上必要な通信や消防の用に供する資材器具の保管等に供する場合等も無償貸付が可能となっている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を超える地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

各府省庁からの第 1 次回答

【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

また、本年 4 月 1 日から、地方税法第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの可否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきものと考えて

いる。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

法務省は本件を「不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しい」、「地方税制度の観点から検討されるべき」とするが、本件は登記情報の内容及び提供のあり方に起因する構造的課題であり、本人特定に係る事務負担が生じ、特定の不十分さに起因する課税誤りも発生している。こうした実態を踏まえれば、本件は権利の公証制度としての不動産登記制度の十分性に関わる問題であり、地方税制度の問題に矮小化すべきではなく、不動産登記事務の問題として認識すべきである。

現に市町村実務では転出入や死亡等により所有者の追跡が困難となり本人特定に支障が生じており、所有者不明土地の増加や所有者の多国籍化等により当該問題は今後さらに拡大することが見込まれるにもかかわらず、不動産登記事務としての必要性に乏しいとの認識は現場実態と著しく乖離している。

また、住所変更登記の義務化や所有不動産記録証明制度の創設など所有者把握の強化とも整合を欠く。加えて、所有者不明土地問題や外国人による土地所有への対応の観点からも、不動産登記事務をマイナンバー利用事務として位置付け、法務省が主体的に対応し、必要に応じて不動産登記法等の関係法令の改正も検討すべきである。

以上を踏まえると、「具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている」との対応は課題解決の先送りであり、費用対効果も含め法務省が主体となって速やかに検討いただきたい。

また、法人番号については、既に登記情報連携システム及び法人ベース・レジストリにおいて検索キーとして活用されている情報であることから、登記済通知書の通知事項への追加についても技術的に十分検討可能と考えられる。加えて、法人番号は利用範囲の制約がなく広く利用可能な識別子であり、法務省が推進する登記済通知書のオンライン化や各種行政システムとのデータ連携を促進する観点からも、通知事項への追加について主体的に検討すべきである。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

第1次ヒアリングにおいて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するための検討に着手するという関係府省庁の共通認識が得られたことを踏まえ、総務省及び法務省は、マイナンバー法を所管するデジタル庁とも連携し、制度面及びシステム面で必要となる措置の検討を進めていただきたい。第2次回答及び第2次ヒアリングでは、その検討結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

上記検討に当たっては、申請者が法人である場合に、法人番号を提出させ、市町村長への通知事項に追加することも併せて検討いただきたい。

所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においても、相続登記及び住所等変更登記の義務化や所有者情報等に係る行政機関間の情報連携等、不動産登記情報を最新化するための制度改正が行われてきている。所有者特定のためマイナンバーや法人番号を利用することは不動産登記制度にとっても有効であり、法務局の事務効率化にも資することとなるため、法務省においてもマイナンバー等の利用に主体的に取り組むべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

【デジタル庁】

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することについては、不動産登記事務及び地方税課税に関する事務の制度所管省庁である法務省・総務省において議論・検討されるものと承知しており、マイナンバー法を所管するデジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

○専門部会から示された主な再検討の視点や1次回答に対する提案団体からの見解にあるように、本提案では、課税の適正化にとどまらず、不動産登記事務の問題を含むマイナンバーの活用による国・地方を通じた行政の効率化や社会全体のデジタル化をいかに進めるかという点が問われており、政府として省庁横断的に取り組むべき課題として認識されるべきものと考えている。

○その上で、1次回答で述べたとおり、不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されれば、登記済通知の通知事項にマイナンバーを追加することにより、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなることから、本提案を早期に実現すべきである。

○法務省をはじめとする関係省庁と連携し、本提案の実現に向けて、登記所から市町村へのマイナンバー・法人番号の通知方法などの具体的事項やスケジュールについて速やかに検討を行っていききたい。

○なお、総務省としては、税務システム標準仕様書の見直しを行う必要があるものと認識しているところ、現在の標準仕様書において、登記済通知書の電子データを取り込むことや納税義務者ごとにマイナンバーを管理できることについて、すでに実装必須機能とされている。今後、登記済通知にマイナンバーが追加された場合、標準仕様書の改定が必要な箇所等について精査を行い、地方団体と連携しながら、速やかに改定に向けた手続を進めていく。

【法務省】

〔提案の受け止め〕

○今回の地方からの提案を受けて、市町村による課税事務等において、登記所から市町村への通知事項にマイナンバー・法人番号が付されることによるメリットがあることは認識したところであり、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知することを可能とするために必要な検討・調整について、関係省庁間で連携して検討を進めていく所存である。

〔不動産登記事務においてマイナンバーを利用する必要性〕

○その上で、行政手続におけるマイナンバーの利用については、当該手続の制度所管省庁において検討すべきものと承知しているところであるが、不動産登記事務を所管する法務省として、当該事務においてマイナンバーを利用する必要性については、次のとおり考えている。

○不動産登記制度は、不動産取引を安全・円滑に行うために、不動産の「物理的現況」と、現在の所有者の情報を含む「権利の変動」を公簿に記録して公示する制度である。このうち、不動産の「権利の変動」を表す現在の所有者の情報については、所有者の特定という観点に加えて、それが公示情報となることにも鑑みて、（現在の所有者の）氏名又は名称及び住所が登記事項として法律に規定されているところである。

○一方で、近年、所有者が亡くなったのに相続登記がされないことや所有者の住所等が変わったのに住所等変更登記がされないことによって、最新の「権利の変動」が公示されず、登記簿を見ても所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっていることから、この問題を解決するため、令和3年に不動産登記法が改正され、相続登記及び住所等変更登記が義務化されている。

○また、住所等変更登記の義務化に対する所有者の負担軽減策として登記官が所有者の住所等の異動を確認したときに職権で変更登記を行う制度や、登記官が所有者の死亡の事実を確認したときに登記記録に死亡の事実を符号によって表示する制度を新設しているが、この異動情報や死亡情報の確認は、所有者が個人であれば、法律上登記事項とされている所有者の氏名及び住所に加えて、所有者から登記申請時等に申出のあった氏名の振り仮名、生年月日等（以下、氏名及び住所と合わせて「検索用情報」という。）を登記所において管理し、検索用情報を用いて住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）に照会することにより行われており、所有者が法人であれば、登記所が法人ごとに付した一意の番号である「会社法人等番号」を用いて商業・法人登記システムとの情報連携により行われているものである。

○なお、所有者が個人の場合であっても、一度住基ネットに照会した後は、登記のシステムにおいて検索用情報ごとに一意の符号（名義人統一符号）が付される仕様となっており、以降の検索は一意の符号（名義人統一符号）から可能となることから、この制度において、この符号とは別に個人ごとの一意の番号を利用する必要性はないところである。

○このように、所有者不明土地等対策の観点から行われている登記記録の情報の最新化のための制度については、既にマイナンバー・法人番号を利用しない方法により所有者を特定して当該所有者の異動・死亡情報を確

認する制度が、所要のシステム改修を行った上で、まさに本年4月から施行されていることから、これに加えて不動産登記事務においてマイナンバー・法人番号を利用する必要性は現時点でないものと考えている。

○他方で、本年7月24日の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議(第3回)において示された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～」においても、「マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等をより正確・効率的に特定するための仕組みについて検討」することとされているところであり、マイナンバーとの連携については、適正な課税の観点から検討を行っていく必要があるものと承知している。

〔検討事項、検討スケジュール〕

○以上を前提として、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知するためには、今後、以下のような検討・調整を行っていく必要があると考えている。

○なお、以下の検討事項の結論次第でシステム改修の内容も変わることとなるため、現時点でその改修費用の具体的な積算は困難であるものの、数十億円規模の改修となることが十分に想定され、そのための費用を一つの省庁の予算から拠出することは極めて困難な状況にある。この提案の実現の前提として、措置の目的(課税の観点)を踏まえた費用分担の在り方が整理され、費用確保の問題が解決される必要がある。

＜主な検討事項＞

- ① マイナンバー・法人番号の取得方法
- ② マイナンバー・法人番号の提供者の範囲
- ③ マイナンバーの保有に伴う登記所内の体制整備の方法
- ④ 登記所から市町村長に対するマイナンバー・法人番号の通知方法
- ⑤ ①～④の検討結果を踏まえたシステムの改修内容、法令改正の内容
- ⑥ システム改修の着手可能時期、改修スケジュール

○予算措置の目途も含めて、これらの検討事項について、令和9年度中を目途に結論を得た上で、必要な調整・措置を行っていくことを想定している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	316	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国有財産無償貸付契約に基づく、利用計画変更手続きの簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

財務省

求める措置の具体的内容

- ①当市所有区域における善良な管理者として行う通常維持管理や、行事等の仮設による占用物件については手続きの範囲から除外すること。
- ②国有地における当市所有の樹木や施設等に関して善良な管理者として行う通常維持管理については、利用計画変更の事後届出とすること。
- ③国有地内で行う利用計画変更として申請が必要な行為の明確化。

具体的な支障事例

当市の公園緑地のうち、現在 32 公園において、公園用地を確保するため、財務省関東財務局から国有地の無償貸付を受けている。無償貸付の申請にあたり、関東財務局には利用計画(公園の平面図等)を提出しており、この利用計画を変更する場合には、事前に関東財務局から利用計画変更の承認を受けなければならないこととされている。

利用計画変更の手続きについては、事前に関東財務局担当者に内容を説明し、簡易な変更の場合には利用計画変更届出書の提出、その他の場合には利用計画変更承認申請書を提出し承認を受ける必要がある。

都市公園としての土地利用で借り受けているにもかかわらず、当市の財産である樹木の伐採や遊具の修繕・交換工事など、通常の公園施設の維持管理に係る行為についても、都度関東財務局に対して事前に協議を行い、利用計画変更の申請等を行っている。年間 20 件程度ではあるが、事務手続きに約 80 時間要しており、国有地を含まない他の公園に比べて、事務負担が大きい。

なお、関東財務局から手続きに係る基準が明示されていないため、どの程度の変更が承認の対象なのかわからず、公園内で何らかの行為を行う際にはすべて、事前に関東財務局担当者に確認を行わざるを得ない状況であり、負担となっている。

さらに、関東財務局からは、公園内に一部でも国有地が含まれている場合は、たとえ国有地でない市有地内で作業・工事を行う際にも事前の協議・申請等が必要であるとの指示を受けており、当市の所有する区域での行為について関東財務局に伺いを立てなければならないことは、過剰な関与であるため、運用の改善を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域行事の際等に、国有地の含まれる公園は、その他の公園に比べて、許可手続きに時間を要してしまう。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①地域行事などの手続きの迅速化。
- ②各種事務手続きの時間削減。(年間 80 時間)

根拠法令等

国有財産法、
公園、緑地として貸付中の普通財産の取扱いについて(昭和 47 年5月 31 日付け大蔵省理財局長通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、横浜市、寝屋川市

—

各府省庁からの第 1 次回答

求める措置①について、地方公共団体の所有地など国有地外で行う工事等については、申請又は届出の手続きは不要であるが、当該工事等の際に、資材置き場、仮設物の設置、配管の通過など、国有地の使用の有無を確認する場合がある。

求める措置②について、地方公共団体が公園又は緑地に供するため、国が国有財産法第 22 条第1項の規定に基づき、国有地の無償貸付を行う場合には、当該地方公共団体に対し、貸付期間中は公園又は緑地に供すること(以下「用途指定」という。)を義務付けており、用途指定義務の履行確保を図るべく、当該行為により指定した用途に反するものとならないか確認する必要があるため、工事等の措置を行う前に用途指定の変更(利用計画の変更)の申請又は届出の手続を行っている。

求める措置③について、申請又は届出の判断は、工事等の具体的な内容により個別に判断せざるを得ないが、例えば、遊具の改修、樹木の伐採など指定用途の本質等を損なわない軽微な変更である場合には、文書による届出に代えることができるため、参考にしていきたい。

以上のことから、現行の取扱いにより、求める措置①～③については、対応可能であると考え。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

求める措置①について、財務事務所の担当者から、国有地外の工事等についても手続きが必要である旨の指示を受けることがあるため、国有地外の工事等については、事前相談、申請又は届出が不要であることを各財務事務所に通達願いたい。

求める措置②③について、用途指定財産の利用計画変更に係る協議を円滑に行う必要性については理解するところではあるため、その趣旨に照らして最小限の事務負担となるように、申請又は届出の基準の明確化と公表を願いたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国有地の無償貸付を受けている公園緑地について、国有財産の適正管理を確保しつつ、通常の維持管理や地域行事時の一時的・仮設の利用に係る利用計画変更手続の明確化・簡素化を図ることは、自治体の事務負担軽減及び公園施設の円滑な維持管理等に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

提案団体からの意見のあった基準を明確化の可能性も含めて、現場実務の実態把握が必要であることから、まずは財務局の現場から意見を聴取することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	323	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国から地方公共団体に対する請求の納入期限を一律に 30 日以上とすること

提案団体

指定都市市長会、浜松市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国庫補助金等の返還金等(例:介護保険料の特別徴収返納金、保育対策総合支援事業費補助金の返還金)の国から地方公共団体への請求について、全て納入期限を 30 日以上設けること。

具体的な支障事例

国庫補助金等の返還金等の納入手続きについては、国から納入通知書が届いてから事務処理を行わなければいけないが、納入通知書の原本が当市に到達するまでに時間を有する上、納入期限が実質 15 日程度と短いことで、所管課や会計部門等の関係部署が4日程度で処理する必要があるなど、至急の対応をせざるを得ないため、事務の大きな負担となっている。また、納入期限を過ぎた場合は、延滞金が発生することもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体にとって、適切な事務処理を余裕をもって行うことができ、負担が軽減される。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条、債権管理事務取扱規則第 13 条第 1 項、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、介護保険法第 139 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、盛岡市、越谷市、横浜市、高槻市、高松市

○当市においても同様な状態にある。対応するため特別に会計課への提出期限後でも担当部署から提出してもらい、納期限内に支払っている。
○国庫補助金等の返還金等の納入手続きについて、左記の支障事例の通りであるうえ、当市では納入告知書

を都道府県に発行してもらう必要があるため、より短期間で処理する必要があるうえ、期限に間に合わせるための、都道府県への調整等も負担となっている。

○納入期限が短い中、国からの返還額の確定後、納入通知書や納付書の原本が都道府県から当市に到達するまでに時間を要するため、所管課や会計部門等の関係部署での事務処理時間確保の都合上、職員が都道府県まで直接納入通知書や納付書を取りに行く事態が毎年度発生しており、返還額の大小にかかわらず事務の大きな負担となっている。

各府省庁からの第１次回答

各省各庁の長は、補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、その返還を命じなければならないとされている。

その際の返還期限については、原則として、補助金等の額の確定の日から 20 日以内と定められているところである。

当該返還期限については、各省各庁を構成員とする補助金等適正化中央連絡会議協議会における決定を踏まえて設定されたものであり、その取扱いを当省の判断のみをもって変更することは適当ではないものと考えられる。

なお、補助金等についてこうしたご意見をいただいていることを踏まえ、対応方針について今後検討を行ってまいりたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助金等適正化中央連絡会議協議会での決定により、原則として補助金等の額の確定の日から返還期限を 20 日以内とするよう定めているとのことであるが、既に子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金は納入告知日から返還期限まで 42 日程度（額の確定日から返還期限までは 51 日程度）、重層的支援体制整備事業交付金は納入告知日から返還期限まで 31 日程度（額の確定日から返還期限までは 38 日程度）で設定された事例もある。そのため、その他の国庫補助金等の返還金の納入期限についても全て 30 日以上の設定とするよう、補助金等適正化中央連絡会議協議会において改めて協議を行って見直しを行う等、自治体の事務負担の軽減に向けた前向きな対応を改めて求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高松市】

事前に返納額はお知らせいただいているため、事前の準備はできるが、実際に出納事務を進められるのは、正式に納入通知が届いてからになるため、通知が届く時期によっては、タイトなスケジュールになる場合がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

ご提案いただいた内容の趣旨を踏まえるとともに、補助金等の返還期限が補助金等適正化連絡会議協議会で決定された事項であることにも鑑み、取り得る方策について検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	365	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

災害対策債についても補助災害復旧事業債と同様に決算済事業費であっても借入ができるようにすること

提案団体

酒田市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、環境省

求める措置の具体的内容

決算済事業費は、基本的に地方債の借入ができないが、施越事業であることを明らかにして起債の同意を受けた補助災害復旧事業費は、例外的に借り入れることができる。
災害対策債についても同様に、決算済事業費であっても借入ができるよう、例外の対象に含めてほしい。

具体的な支障事例

令和6年7月の大雨(激甚災害指定)において、災害廃棄物処理に関する災害査定を受けたところ、事業費見込が1億円を超えたため、環境本省と財務本省による本省間協議が必要となった。
本省間協議に数か月の時間を要したため、国庫補助の交付決定が、令和7年度になった。
その結果、基本的に決算済事業費には地方債を借り入れることができないため、地方負担分に対して起債措置(災害対策債)ができず、通常、元利償還金に対して措置される特別交付税が措置されないこととなった。
具体的には、令和6年度に実施した災害廃棄物処理事業、公費解体事業、宅地に流入した土砂撤去費用などについて、事業費見込 488,150 千円で令和6年 11 月 28 日付で環境省に報告、令和7年8月 25 日に補助対象事業費 364,035 千円(補助金の額 182,017 千円)で交付決定を受けた。
この補助裏に充当可能な災害対策債については事業の実施年度にしか起債協議ができないため、災害対策債 36,400 千円(補助対象事業費の 1/10 相当)の借り入れができず、一般財源での支出となった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体における財政負担の軽減

根拠法令等

災害対策基本法第 102 条、災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、令和5年 12 月改訂)、令和6年度地方債についての質疑応答集(令和6年4月1日)、決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて(昭和 44 年5月 31 日付蔵理第 2310 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、ひたちなか市、越谷市、尾張旭市、鹿児島市

—

各府省庁からの第1次回答

【総務省】

一般に、決算済みの事業に起債を充当することはできませんが、主管省庁が事業実施（着工）年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証したいいわゆる施越事業であり、資金を当該資金に係る起債同意等年度の歳入に編入できる期限まで借り入れることができないなど、実態に照らし融通対象とすることがやむを得ないと考えられる事業である場合には、「令和8年度地方債についての質疑応答集」（令和8年4月1日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）A1-2の5に該当し、補助災害復旧事業債以外の事業債であっても充当することができます。

なお、災害対策債の発行期間については、地方財政法第5条の特例であり、また、災害廃棄物処理等の災害対策は速やかに実施する必要があることから、災害対策基本法第102条第1項において「災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度」に限ることとされています。この期間については、これまで、個別の災害の規模等に応じて同項に基づく政令を制定し発災の翌年度以降における起債を可能としてきたところです。

災害廃棄物処理の速やかな実施を図る観点からは、国庫補助の交付決定が早期に行われることが適当であり、当該交付決定手続の在り方について、その実態を踏まえつつ検討される必要があると考えております。

【財務省】

決算済事業費については、原則、貸付けを行わないものとしていますが、「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」（平成27年3月31日財理第1586号）第14条第1項第3号に掲げる「施越事業であることを明らかにして起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費」（同号イ）のほか、当該事業について同意等権者により起債の同意等がなされていることを前提として、「実態に照らし決算済事業費を貸付対象とすることがやむを得ないものとして理財局長が認めるもの」（同号ハ）に該当する場合には、貸付けを行うことができます。

※「決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて」（昭和44年5月31日付蔵理第2310号）は廃止され、「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」（平成27年3月31日財理第1586号）第14条に統合されています。

【環境省】

環境省の災害廃棄物処理事業においては、発災後に被災市町村から提出される「災害等廃棄物処理事業報告」を受け、「災害等廃棄物処理事業費補助金」等の交付決定に向け手続きを進めているところである。

この交付決定までの手続きにおいては、事業費が1億円以上となる場合は環境本省と財務本省との間で協議が必要となる。

また、上記「災害等廃棄物処理事業報告」の提出時及び協議中には事業内容について被災市町村へ照会を行う場合もあるところ速やかな交付決定を行うため、被災市町村においては照会の対応にご協力をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答により、災害廃棄物処理に係る事業が施越となった場合にも、災害対策債を借入できる可能性があることは確認できた。

一方で、令和6～7年度にかけて当市が国県の関係機関に相談を行った際には、当時の「地方債についての質疑応答集」A1-2の2に基づき、補助災害復旧事業だけが施越事業に充てられる起債であるという観点から「（令和6年度の）決算済事業費（に係る災害対策債）については、施越事業等の決算済み事業に対する起債充当の例外に当たらないことから、繰越額のみ令和7年度起債協議対象事業費となりますので、ご注意ください。」との指導を受けており、総務省及び財務省の回答にあるA1-2の5または「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」（平成27年3月31日財理第1586号）に基づいた施越事業としての扱いへの誘導はなかったことから、国県等関係機関への周知や理解の浸透が十分だったのかという点については疑念が残る。

なお、本案件を提案した当市の意図としては、あくまで今後同様の災害に見舞われた市町村が上記の回答に基づいて適切な措置が受けられるよう、関係省庁が連携し市町村の相談先となる関係機関への一層の制度周知と理解浸透を図っていただきたい、という一点に尽きることを申し添える。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

【総務省・財務省】

第1次回答のとおり、災害対策基本法第102条第1項の規定により、災害の発生した日の属する年度の翌年度以降に災害対策債を起債できるようにするためには、同項に基づく政令を制定する必要があります。

その上で、本提案を踏まえ、支出決算済の事業について、いわゆる施越事業に該当する場合には、当該事業に係る地方債が補助災害復旧事業債以外の災害復旧事業債であっても、起債可能となる場合があることについて、「地方債についての質疑応答集」（総務省自治財政局地方債課事務連絡）の改正の検討等を含め、取扱いの明確化や関係機関への周知について検討してまいります。

【環境省】

今回の事例では、環境省と財務省による本省間協議が必要となり、その協議の過程における提案団体への疑義照会等で時間を要し、補助金の交付決定に遅れが生じたものである。

一方で、提案団体においても災害発生時特有の事務作業の過負荷やマンパワー不足により、疑義照会等への対応にも大きな負担があったものと考えられる。

特に被災市町村が行う災害等廃棄物処理事業報告書等の作成にあたっては環境省が公表する「災害関係業務事務処理マニュアル」を参照することとなるが、当該マニュアルの資料は分量が多く、災害発生時の対応の中で当該マニュアルを一から読み解くことは、被災市町村の担当者の負担が増加するおそれがあると考えた。

ついては、被災市町村が行う一連の事務手続の負担を軽減するため、補助金申請に必要な手続きの概要や要点をまとめた資料や効率化された様式を被災自治体に送付することで、災害発生時の事務手続きの効率化に向け改善を図る。